

多摩市文化団体連合規約

(名 称)

第1条 本連合は、多摩市文化団体連合という。

(事務所)

第2条 本連合の事務所は、市立関戸公民館内におく。

(目 的)

第3条 本連合は、多摩市内諸文化団体の発展向上と相互の交流親睦を図り、広く市民文化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本連合は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広報活動の実施
- (2) 市民文化祭の企画・運営
- (3) 講演会等文化事業の実施
- (4) 市内・市外文化団体との交流事業の実施
- (5) その他本連合の目的を達成するための事業の実施

(組 織)

第5条 本連合は、市内に本拠をおき、常任理事会において認められた団体をもって組織する。

(理 事)

第6条 加盟団体は理事2名を選出し、理事は本連合の事業を分担する。

2 理事の任期は2ヶ年とする。但し、再任は妨げない。

(理事会)

第7条 理事会は全理事をもって構成し、本連合の事業計画、予算、決算、常任理事選任、規約改正等、重要事項を審議し、決定する。

2 定期理事会(総会)は、毎年1回5月に行う。但し、必要に応じて臨時理事会(総会)を開くことができる。

3 本連合の理事会は加盟団体の2分の1以上の出席をもって成立する。

4 理事会の議決は、出席理事の過半数を要する。

(常任理事)

第8条 本連合は理事の互選により、次に掲げる常任理事をおく。

- | | |
|----------|---------------|
| (1) 理事長 | 1名 |
| (2) 副理事長 | 2名(事務担当・事業担当) |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事業局長 | 1名 |
| (5) 会 計 | 2名 |
| (6) 書 記 | 2名 |
| (7) 監 査 | 2名 |

(常任理事の任務)

第9条 理事長は本連合を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときはこれを代理する。
また、事務局、事業局をそれぞれ担当する。
- 3 事務局長は、総務部、広報部を統括する。
- 4 事業局長は、各事業及び各事業部を統括する。
- 5 会計は、本連合の経理を行う。
- 6 書記は、本連合の記録を行う。
- 7 監査は、本連合の経理を監査する。

(常任理事の任期)

第10条 常任理事の任期は2ヶ年とする。但し再任は妨げない。

- 2 補欠常任理事は常任理事会の承認を得、任期は前任者の残任期間とする。但し、常任理事は、任期終了後も後任者が就任するまでその職務を行う。

(常任理事会)

第11条 常任理事会は、第8条の常任理事をもって構成し、理事会に付議する事項の調整及び理事会において決定した事業計画の具体的方針を決定する。

- 2 本連合の常任理事会は常任理事の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 常任理事会の議決は、出席者の過半数を要する。

(事務局及び事業局の構成等)

第12条 事務局は理事の互選により選出された総務担当理事及び広報担当理事若干名により構成し、本連合の総務及び広報活動を行う。

- 2 事業局は各事業委員会で構成し、各事業を実施する。但し、実行委員会を設置する場合には、専任の会計及び書記を置くこととする。
- 3 本連合の事務を処理するため若干名の事務職員を置くことができる。

(会計及び会計年度)

第13条 本連合の経費は次に掲げるもので支弁する。

- ・ 会費
- ・ 市補助金
- ・ その他の収入

- 2 本連合の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(相談役・顧問)

第14条 本連合に相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 相談役は本連合に対し特に功労のあったものを常任理事会が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は文化活動について学識経験を有するものを常任理事会が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 4 相談役、顧問は、本連合の重要事項について理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(企画委員会)

第15条 第3条の目的を達成するための計画を立案し、理事長に対して提案するた

め、企画委員会を置くことができる。

2 企画委員会の構成員は、その都度常任理事会で決定する。

(雑 則)

第16条 本連合に必要な事項は、この会則に定めるもののほかは常任理事会において、これを定める。

(付 則) この規約は平成12年 5月18日より施行する。

施行	昭和48年	3月	1日
改正	昭和53年	4月	1日
	昭和57年	4月	1日
	昭和61年	4月	1日
	昭和63年	5月	25日
	平成 元年	5月	24日
	平成 2年	5月	8日
	平成 4年	5月	7日
	平成 6年	5月	13日
	平成 7年	5月	12日
	平成10年	3月	12日
	平成12年	5月	18日

以上